

日本ソノケミストリー学会 細則

平成19年7月7日制定

令和4年10月3日改正

(趣旨)

第1条 日本ソノケミストリー学会会則を施行するために必要な諸規定を定める。

(ソノケミストリー討論会)

第2条 会則第3条(1)項「ソノケミストリーに関する研究集会の企画，開催」の規定に基づき，ソノケミストリー討論会を開催する。

2. ソノケミストリー討論会世話人は，行事企画委員のうちから会長が指名，委嘱する。

(日本ソノケミストリー学会誌)

第3条 会則第3条(2)項「ソノケミストリーの進歩発展に寄与する情報の収集並びに配布」の規定に基づき，日本ソノケミストリー学会誌を発行する。

2. 会長の指名により理事会内に，編集委員長と若干名の編集委員からなる学会誌編集委員会を置く。
3. 編集委員長及び編集委員の任期は2年とし，再任を妨げない。

(表彰)

第4条 会則第3条(3)項「ソノケミストリーに関する研究の奨励及び研究業績の表彰」の規定に基づき，以下の賞を定める。

2. 日本ソノケミストリー学会賞，日本ソノケミストリー学会論文賞，日本ソノケミストリー学会奨励賞（口頭発表及びポスター発表），日本ソノケミストリー学会功績賞の4種とし，賞状および副賞を授与する。
3. 受賞資格は日本ソノケミストリー学会会員であることとする。
4. 学会賞は，先導的・開拓的な研究業績をあげた研究者を表彰対象とし，次の選考基準を定める。
 - 1) 選考対象は自薦あるいは他薦された業績とする。
 - 2) 学会賞の授与は推薦された会員歴3年以上の主研究者とする。
 - 3) 原則として，年1件とする。
5. 論文賞は，Ultrasonics Sonochemistry 誌等学術誌に掲載された前年印刷の学術論文の内，優秀な論文の著者を表彰対象とする。
 - 1) 受賞対象は論文であるが，原則として，共著者の連続しての受賞を避ける。
 - 2) 原則として，年2件以内とする。

6. 奨励賞は、当該年度の討論会で発表された口頭発表あるいはポスター発表の内、優秀なものとし、次の選考基準を定める。
 - 1) 「優秀」の基準：研究内容及び成果の理解度、発表技法等を評価する。
 - 2) 原則として、若手研究者を表彰対象とする。若手研究者とは、年齢が受賞の年度末3月31日現在において満35歳以下の者をいう。同点の場合には学生会員を優先する。
 - 3) 口頭発表・ポスター発表に関わらず、1回限りの受賞とする。
 - 4) 論文賞との同時受賞は認められる。
 - 5) 原則として、口頭発表・ポスター発表それぞれ2件以内とする。
7. 功績賞は、日本ソノケミストリー学会の発展に貢献した者あるいは団体を表彰対象とする。
8. 会長の指名により理事会内に若干名からなる表彰委員会を置く。表彰委員会は候補者を理事会に推薦し、理事会において受賞者を決定する。

(会費)

第5条 会則第6条の規定に基づき、本会年会費を次のように定める。

- 正会員：1年 2,000 円
- 法人会員：1年 20,000 円
- 学生会員：1年 1,000 円
- 終身会員：会費免除
- 名誉会員：会費免除

(会務分掌)

第6条 会則第30条の規定に基づき、事務局所在地は副会長（庶務担当）の所属機関を当てる。各会務担当委員は、理事のうちから、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。その任期は役員に準ずる。

1. 庶務（HP、サーバー管理、討論会要旨管理など）
2. 編集（学会誌、ニュースレター作成など）
3. 表彰（各種表彰の募集、推薦委員選定、集計など）
4. 行事（討論会企画、シンポジウムなど）
5. 会計（会員名簿作成、会費徴収、収支報告など）

(ロゴ)

第7条 本学会の紋章（ロゴ）を次のとおり定める。



(補則)

第8条 この細則に定めるもののほか，本会運営に必要な事項は，理事会の議決を経て別に定める。

附則

1. この細則はソノケミストリー研究会細則（平成19年7月7日制定）を改正したものであり，令和4年10月3日から施行する。
2. ソノケミストリー研究会細則（表彰規定）（平成14年12月制定）は，廃止する。

(参考)

日本ソノケミストリー学会組織図

